



タイトル Title	大韓民国 国家奨学金に関する考察(A Study on National Scholarship of Korea)
著者 Author(s)	ホン, ソンテ / ヤン, スギョン(翻訳)
掲載誌・巻号・ページ Citation	高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究:
刊行日 Issue date	
資源タイプ Resource Type	Research Paper / 研究報告書
版区分 Resource Version	author
権利 Rights	
DOI	
JaLDOI	
URL	<a href="http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81012471">http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81012471</a>

# 大韓民国 国家奨学金に関する考察

## A Study on National Scholarship of Korea

ホン・ソンテ（祥明大学教授）<sup>1</sup>

### I. 序論

大韓民国の高等教育法第28条は、「大学は人格を陶冶し、国家と人類社会の発展に必要である深奥な学術理論とその應用方法を教え、研究し、国家と人類社会に資することを目的にする」と規定している。このような目的の達成のために国民が高等教育を受けることであれば、国家や社会において何らかの形で支援すべきであろう。特に経済的な困難が理由で学業をあきらめなければならない学ⓧには、国家の支援は必ず必要である。世界各国の政府や機関、企業や個人といった中で、学業を志す学ⓧや大学のために奨学金は寄付金という名目で大金を寄付することも、このような大学の存在理由を念頭においてあるからといえる。

韓国の経済政策は、巨視経済を安定的に管理する中で、雇用の創出及び民生を安定させ、四次産業生命、少子化・高齢化など経済社会の根本的な変更に備えている。経済政策の中で青年を支援する分野には、就業、創業、福祉などがあるが、韓国の国家奨学金は経済政策の中でも福祉の分野に属し、国家の人財管理の面でも非常に重要な役割を果たしている。

各国の有名な奨学金としては、1902年から始め100年以上の歴史を誇るイギリスのローズ奨学金、アメリカのFulbright奨学金、日本の文部科学省外国人留学ⓧ学習奨励費給付などがある。アメリカの場合、一種の国家奨学金（Fulbright Program）は、

---

<sup>1</sup> ホン・ソンテ, 洪成泰, Hong Sung Tae/祥明大学 グローバル経営学部 教授/UTAUT 모델을 활용한 기술수용 국제비교 연구 An international comparison of technology adoption testing the UTAUT model, Information & Management 48(2011), coauthor

アメリカの学Ⓛを海外に送り出し、または海外の学Ⓛをアメリカ内に呼び入れるのに必要な経費を支援する文化交流プログラムであり、アメリカの大学側の立場ではFulbright Programの奨学金を受ける学Ⓛ数が多いほど高い評価を受ける。一方、韓国は、経済開発5ヶ年計画が始まってからの70年代に優秀な科学技術人材を養成するため、理工系分野を中心に所定の手続きを経て高級人材を国費奨学金として選抜し、経済的な支援を行ってきた。2012年から韓国では国家奨学金を制度化し、大学の評価等級によって、助けを必要とする学Ⓛに国家奨学金を支給する先進的制度を運営し、誰でも経済状況に関係なく高等教育を受けることができる道が開かれている。

ここでは、上記のように誕生し発展してきた韓国の国家奨学金の内容、品質及び性格について考究してみよう。国家奨学金の必要性及び運用についてはすでに行政的、政策的、教育的または社会的な観点において多くの論議と研究が行われてきた。本稿では、観点を転換し、経営学または経済的な観点における含意を読み取ることにする。この原稿の内容はインターネットなど利用しホームページを通じて確認した資料を参考にした個人的な考察と見解であり、学問的あるいは理論的土台に基盤したものではないことを明らかにする。<sup>2</sup>

## Ⅱ. 国家奨学金の種類と意義

韓国の教育部の大学情報によると、2020年の年間に学Ⓛが負担するべきである平均登録金は6,726,600ウォンで、私立大学が7,479,800ウォン、国・公立大学は4,182,700ウォンであることが分かった。大学に通うために貸し出しする大学登録金は、両親と学Ⓛの両方にとって大きな負担となるが、特に登録金が出せないほど厳しい経済状況にある学Ⓛには、その負担はさらに重くなるだろう。国家奨学金は財産と収

---

<sup>2</sup> この文は、ソウル青年ポータル (<https://youth.seoul.go.kr/>) や韓国国家奨学財団 (<https://www.kosaf.go.kr/>) などのホームページやブログなどのインターネット資料を参考に作成しました。

入が一定の水準以下の大学□ に大学登録金を支援することにより経済的・精神的な負担を減らさせ、学業のみ集中できるように支える役割を果たしている。

韓国の国家奨学金は所得水準と連携し、経済的条件に関係なく学生なら誰でも意志と能力に応じて高等教育の機会を与えられる制度であり、国家奨学金Ⅰ・Ⅱ類型と多子女（3人以上）奨学金、地域人材奨学金がある。韓国の教育部は、学費の調達が難しい優秀な大学□ の登録金の負担の緩和の支援計画の樹立及び予算確保など国家奨学金事業を総括していて、韓国奨学金財団は、教育部から国家奨学金事業の管理及び運営を委託され業務を遂行し、支援される奨学金は国税として財源が調達される。

国家奨学金Ⅰ・Ⅱ 類型は、経済的与件に関係なく意志と能力に応じて学□ なら誰でも高等教育の機会を与えられることに、また多子女奨学金は、多子女世帯に対する大学教育費の負担を軽減させることで、多子女世帯に対する社会的な優遇ムードを助成することに目的がある。地域人材奨学金は地域大学の優秀な人材及び未来人材の育成のため支援されている。

選抜された学生に支援される奨学金の形態は現金で支援されるもので、申請後、奨学金を受領するまで約11週間がかかる。これから韓国奨学金財団が提供する多様な国家奨学金の類型を詳しく見てみよう。

## 1. 国家奨学金Ⅰ類型

Ⅰ類型の支援対象は、大韓民国の国籍者として国内の大学に在学し、学資金支援8区間以下（既存の中位所得200%以下）でありながら、成績に関して一定の達成基準を足した大学□ であるが、大学構造調整評価の結果E等級の大学の新入・編入生は支援対象外となる。充足すべき成績基準は、前期12単位以上の履修者として100点満点の80点(B単位)以上であり、基礎次上位階層の場合はC単位以上、所得1-3区間はC単

位警告を2回まで適用、成績が70点-80点未満の場合は警告後2回までのみ恩恵が可能となる。新入生・編入生は最初の学期に限り、成績及び履修単位が適用されず、障害のある大学□ の場合は成績基準の制限がない。奨学金の支援内容は、国家奨学金 I 類型は所得分位別差等支援であり、基礎生活受給者及び次上位階層は520万ウォン、1-8区間は年間520万ウォンから67万5千ウォンまでとなっている。

## 2. 国家奨学金 II 類型

II 類型の支援対象は、大学自体の支援基準に従えるが、基礎3区間は優先支援が可能である。ただし、大学構造改革評価の結果によるD、E等級の大学及び評価に未参加した大学の新生・編入生は支援対象から除外される。障害のある大学□ または大学□ の子女が2人以上ある世帯、または、子どもが3人以上の世帯の学□、緊急経済事情困難者や先に就職し、その後に進学する学□ に対する優遇支援を勧告する。支援金額は、大学の独自基準によって登録金の必須経費（入学金、授業料）範囲内で決定される。国家奨学金のII 類型は、基礎3区間までは優先的に支援するものの、大学が自主的な基準を設けて選択支援する。

## 3. 多子女類型

多子女（3人以上）類型は、大韓民国の国籍者として国内の大学に在学している多女世帯の大学□ で、学費支援8区間以下に該当する。ただし、大学構造改革評価の結果によるE等級の大学の新生・編入生は支援対象から除外される。成績基準は、前期12単位以上の履修者であり、その成績が100点満点の80点(B単位)以上にならないといけない。基礎・次上位階層の場合は、100点満点の70点(C単位)以上、学費支援1-3区間の場合はC単位警告を2回まで適用、成績が70点以上80点未満の場合は警告後2回までのみ支援を受けられる。新生・編入生は最初の学期に限り、成績及び履修単

位が適用されない。障害のある大学□ の場合は、国家奨学金 I・II 類型と同様に成績基準の制限が適用されない。奨学金の支援内容は、国家奨学金 I 類型は所得分位別差等支援であり、3人以上の多子女世帯の学□ の奨学金は、基礎3区間までは520万ウォンを支援し、登録金の範囲内で年間450万ウォンを支援する。

#### 4. 地域人材奨学金

地域人材奨学□ は地方に所在している高等学校を卒業後、その地方にある大学に進学する場合のみ選抜対象になる。その他、内申と修学能力試験の成績にも最低基準がある。奨学金は登録金の全額を支援する。奨学金を受けようとする大学□ の所属大学の担当部署が奨学金選抜基準と多くの情報を具備している。

このように韓国の国家奨学金は2012年に実施し始めたときに比べると、大きく拡大されていて、申請の手続きも単純化されていた。2019年の基準で、103万名の学□ たちに約3.4兆ウォンを支援してきたのである。国家奨学金を受けようとする I・II 類型の支援の対象者は韓国奨学財団のホームページ (<https://www.kosaf.go.kr/>) から申請可能であり、必修の提出書類はない。ただ、国家奨学金の申請情報と韓国奨学財団が持っている申請者の情報が不一致する場合は、家族関係証明書、基礎生活保障受給者の証明書と申請者の世帯員の情報提供に関する同意等が必要になる。

国家奨学□ が社会に物議を醸すなど国家奨学金の受給者として適切でないと判断された場合は、国家奨学金の支援が制限される。また、前学期の国家奨学金を全額返還しても学籍変動と重腹支援の発生時を除けば、奨学金の受給回数が累積される。また、書類を偽造し、変造など虚偽の資料を提出した場合、該当者の国家奨学金の提供を中断し、発見日から最大2年間、国家奨学金の制限者として分類される。これらの事項を見ると、大半の国家奨学金が条件を満たしている適合者に受給されているが、一部の人はこれを受けるために道徳的に正しくない行為を起こす場合もある

ことが分かる。

このような内容と運用方を基にする韓国の国家奨学金は様々な長所を持っている。第一に、登録金や生活費のために休学を繰り返しながら、勉強をあきらめなければならない状況の厳しい学ⓧたちに登録金の心配を減らし、学業を続けられる機会を与えるという点が最大の長所だと言える。第二に、経済的に困難な学ⓧが登録金を稼ぐため休学し、アルバイトなどを続けると、大学ⓧ活を充実させることができない場合が多い。最近、大学ⓧたちは学業中心からサークル、奉仕、交換留学ⓧ、インターンや就職準備などまで多様な活動を求められている。国家奨学金は単に学業を継続させるだけではなく、大学ⓧがすべき多様な校内・外の活動ができるようにし、充実した全人的な大学教育及び生活が可能になることが大きな恩恵といえる。第三に、学ⓧや父兄に心理的、情緒的な安定感を提供することである。経済的に厳しくなると、社会生活においても萎縮し、自信を失って大学教育の機会さえあきらめるケースがよく発生する。第四に、国家奨学金の代替財といえる学資ローンという制度があるが、これは学業を終えた大学ⓧに返済しなければならない心理的・経済的に重い負担感を持たせ、貧困を引き継がせることになる可能性もある。国家奨学金はこのような負担の代わりに軽い足取りで社会に出ることができ、国家と社会を発展させるという長所がある。最後に、国家奨学金は社会の重要なセーフティネットの役割を果たすことになる。個人と家庭の経済的な困難は個人の問題だけでなく、よく家族の解体、社会的な不平等、政策の失敗など様々な原因から見つけられる。このような社会全体の問題は、社会的安定と国家的繁栄及び人類の発展のために必ず解決されなければならない課題である。社会全体の観点からの国家奨学金の役割と貢献点については次節に述べることとする。

### Ⅲ. 国家奨学金の社会的役割

親なら誰でも子どもを良い環境で立派に教育させ、成長させようとする気持ちは同じだろう。しかし、経済的に豊かでない親は子どもに思う存分支援してあげられないというすまない気持ちを持つようになり、子どももそのような状況での学業はさらに難しくなる。経済的に大変だが、子どもが学費の心配で夢まで失ってはいけないという親の切々たる苦痛の中で、国家奨学金は日照りの恵みの雨のような役割をしている。子どもは奨学金をもらうことで親に助けを求めずに学業を続けることができ、自分の親に孝道というプレゼントをあげることにもなる。国家奨学金がもしかすると壊れるかもしれない親子の関係を回復させ、親の経済的な役割を国家が代行することにより、健康で幸福な家庭の中で、難しくても学業を続ける学〇に、肯定的な感情を持たせ、社会に安定感を提供する役割をする。

国家奨学金は成績が優秀でない多様な人々を助けることもある。これまでは国家奨学金をもらうためには成績が優秀でなければならないという先入観があったが、現在は、恵まれていない家庭の学〇の学業成績が、時間と関心など余裕がある「豊かな家庭」の学〇より競って劣位にあるのが現実である。国家奨学金はこのような問題を解決するなど、奨学金を成績基準ではなく、国の支援が切実に必要な学〇に大事な役割をすることもある。

貧困や金銭的理由で自分の夢を持たず、苦勞して準備した学業をあきらめなければならない絶望的な状況と困難に直面した学〇たちは、自分の境遇を悲観し、親や社会を責める社会の悲観者になり得る。しかし、国家奨学金は大学自体で支援される大学成績奨学金とともに受けることもでき、登録金に対する心配を減らし、勉強に集中することができるため、成績を引き上げ、未来への夢をさらに育てることができる。貧しさが絶望ではなく、むしろ他者より頑張れる動機づけになり、人生に対する感謝を感じさせ、あきらめるのではなく希望を持って自分の目標に向かって進むことができる原動力にもなる。

このような支援を受けて卒業した学〇たちのほとんどは、この制度に感謝し、本



人が受けられたものを、ただの物質ではなく精神的な次元まで引き上げ、社会で自分のように助けを必要とする人々や社会的な弱者に対する配慮と力を貸す役割をしっかりと果たすとともに、その背景力で社会の善循環を導き出している。国家奨学金の支援を受けた学ⓧたちは、いつか直面するかもしれない困難をより簡単に乗り越え、これを基にし、広い視野で世界を眺めることができるだろう。

国家奨学金を担当している国家奨学財団では、奨学ⓧのうち大学ⓧ広報大使を任命する。彼らは国家人材育成支援機関である韓国奨学財団が実施している奨学制度と学資金制度、人材育成支援制度を大学内に広報する役割を担う。広報大使はSNS記者団、圏域リーダー広報大使、校内大学ⓧ広報大使などで構成される。各チームメンバーたちは、会議案の構成や結果物の制作、報告書の作成などに役割を分け、チームミッションを完成させ、コンテンツ制作能力も育てていく。また、国家韓国奨学財団は奨学金だけでなく、次世代リーダー育成メンタリング、多文化メンタリング、大学ⓧ 連合生活館、青灯台寄付金事業、学資ローンなど、奨学金と連携して様々な活動を行うことで社会を明らかにする灯台のような役割を果たしている。

#### **IV. 国家奨学金に関する考慮すべき事項**

前述した韓国の国家奨学金に関して提起される主な考慮事項は次の通りである。

第一に、国家奨学金は平等な教育の機会を与え、奨学金を受けた学ⓧたちに未来を設計させ、自分の夢を見させる。つまり、経済的に貧しい学ⓧたちが学業を続けられるよう、国の財源を利用し誰にでも奨学金を支援することに意義がある。これはある意味、国民が持つ教育を受ける権利を高等教育にまで拡張させたものと言える。全国民のうち所得が相対的に低い階層のみを申請対象とする場合、このような基準の合目的性と適切性については議論がありうる。これと同様に、なる遅く勉強を始めた学ⓧたちに閉まっている年齢制限の検討も必要である。このような死角地

帯を含めるためには、支援される側の口に耳を傾け、補充・発展したシステムを構築させ、社会の大切な担い手となるべき青年が、貧困という壁に閉じ込められないようにする前向きな見方が必要だろう。

第二に、奨学金の支援条件として、比較的難しくない成績水準を要求していると見られる。もちろん、優秀な成績を取るための日々競争が激しくなっている大学環境を考えると、Bという成果が達成しやすいものではない。しかし、全体的に6割までA、またはB単位を取得できることを考慮すれば、それほど高いレベルではない。また、この基準も徐々に緩和されており、達成が難しい基準ではないと言える。ただし、ここで国家奨学金のそのものを、国家が義務的に支援すべきものとして考えると、所得や学業成果による差別的待遇ではないかという議論を提起する可能性がある。しかし、奨学金を受けるための条件が徐々に緩和されていることは、非常に士気を鼓舞する国家奨学金の運営方向といえる。

第三に、大学評価の結果、一定水準の評価を受けられないと新・編入生が奨学制度を利用できないという制約がある。つまり、支援を受けようとする学ⓧが所属している大学の資格要件により、奨学金の申請さえできないという不利益を受けることになる。これは、大学が良質の教育サービスを提供するようにしようとする政府の政策の一環ではあるが、結局、所属大学の評価結果により、学ⓧは国家奨学金を申請できなくなる。これは、誰にでも教育を受ける機会を提供するという国家奨学金の設立の趣旨と相反する側面があると言える。万一、大学経営の健全性と良質の大学教育サービスの提供という政策的な目的を達成するために、上記の政策を堅持しなければならないなら、所属大学はこのような不利益を被った学ⓧにこれに相応する補填をしなければならないだろう。ただ、現在、韓国の大学の財政的な要件が日増しに厳しくなっていることを考慮すると、このような方案は決して容易ではないことが分かる。我々が一緒に解決しなければならない課題といえる。

第四に、国家奨学金の支援対象と申請手続きがますます拡大し、簡素化されているということである。韓国奨学財団のホームページで申請が可能になり、提出書類

を大幅に簡素化させるなど、国家奨学金を申請する学口 の立場で、その手続きと過程を最小化するように措置したことは大きな進展と言える。ただし、このような制度や手続きの単純化とともに、申請の資格のない支援者の発生をふるいにかけるシステムを共に用意しなければならないだろう。韓国は国家奨学金の運用に必要な税務情報など公共情報は非常によく備えられているため、これ情報を積極的に活用すれば発生可能な問題の多くを解決できるであろう。ただし、倫理の欠如 (moral hazard) のような現象は人間社会に常に残るため、これに対する運営及び管理を徹底する方を模索しなければならない。

## V. 国家奨学金の運営に関する経済学的考察

国家奨学金に関して、国家の政策および教育学的観点での議論は長い間続けられてきた。ここでは、経済学的観点から国家奨学金についてどのように考えられるかについて考察してみよう。まず、経済学的観点から見ると、すべての資源の導入はその算出に対比して考慮しなければならない。これは費用-便益分析 (cost-benefit analysis) という方法論と同様の論理である。国家奨学金の調達源は国民の税金であり、これを国家奨学金に使う場合、国家予算が必要となるほかの用途には使えない機会費用が発生する。つまり、国家奨学金への支出による効果が他の用途に支出した時より投資効果が高くなければならないことを意味する。財務的観点からの視点では、投資利益率 (ROI, Return on Investment) を考慮した上国家奨学金の支援対象、範囲及び支出額を決定することが望ましいということである。他の分科学の多くの学者と専門家は、このような見方に対して、神聖な国家の義務であり、国民の権利である「教育」とは両立が難しい観点であると批判することもできるだろう。しかし、中等教育以下の義務教育についてはこのような批判は至極真つ当なものであり、異論の余地がない。しかし、高等教育に対してはこのような見方に対して問題提起をすることができる。高等教育法第28条で規定している大学の目的から見ると、国家奨学金への支出は、国家と人類社会の発展に寄与する際に効果があ

ることを暗示していると言えるだろう。もちろん定量的な計量化ではなく定性的な性格も持つ教育をこのように判断できるのかという批判は甘受すべきであろう。

このような見方に対して次のような反論が提起可能である。大学教育の目的は上記の通りだが、すべての大学学位の受与者がそのような目的を達成するわけではないと反撥することができる。人格陶冶や真理の探究ではなく、卒業後、資格を取って良い職業に就き、より良い職場で高所得を得るために大学に入るのが最近の一般的な状況であることを勘案すると、国家奨学金があるべきなのかについて根本的な疑問を持つことになるだろう。これは結局、個人が自分の将来の利益を創出するために大学に通うのに、国民の税金でこれを支援、または補助すべきかについて提起される疑問だと言える。アメリカの大学の登録金の水準は持続的に上昇しているにもかかわらず入学にあたり競争率が高いのは、社会でこれを未来のための投資と認識する見方によるものとみられる。大学が学問研究と真理の探究のための「象牙の塔」というよりは、卒業後の未来を担任する卒業証書や資格証を取るための場であると思われるようになると、国家奨学金を導入した本来の趣旨とはかなり異なるだろう。さらに、最近の大学が真理の探求の道場ではなく商業化が波打つ今日の時流を見ると、このような憂慮はさらに現実に近いものになるだろう。もちろん、全部がそうであるというわけではない。国家奨学金にかかる予算を、中等教育以下の義務教育をより良質化するために導入することが望ましいと考えるようになる。このような観点は、本来の趣旨に沿って一生懸命勉学に励む多くの奨学生に当てはまるものではない。ただし、より本来の目的に当てはまる充実した良い制度が運用されることを願う気持ちから生まれた壇上と言える。

最後に、国家奨学金を支援されたある学生は国家奨学金を「誘い水」に喩えたりもした。ポンプで水をくみ上げる際には、最初に少しの水さえあれば問題なく水を導き出せるが、誘い水がなければ、いくらたくさんの水を持っていても、ポンプから水をくみ上げることはできないといい、国家奨学金は、その学生にとって「誘い水と同じ役割」を果たし、夢を引き出してくれたと言った。また、その学生は「国家奨学金を支援されたことを忘れずに社会に出て、また他の人を助ける人になる」

という抱負を明らかにした。このような学生たちの存在が国家奨学金の価値を浮び  
上がらせ、より暮らしやすい世の中と未来を作ってくれると確信する。